

令和7年第11回加賀市農業委員会定例総会

令和7年11月25日(火)

開会（午後3時00分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和7年 第11回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては13名のうち11名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、21日に幸前委員、水上委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>4番 加納委員、5番 新保委員を指名します。</p>
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>議案第42号 [] ほか1名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適</p>

否をお諮りします。案件は2件です。

整理番号1番 [] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人は農業者であります。申請農地は譲渡人の自宅から距離があるため町内の譲受人が管理しており、譲渡人は譲受人への贈与を希望しております。譲受人は水稻の水管理、草管理を行い、主な基幹作業を親戚に依頼しています。収穫物に関しては譲受人名義で出荷販売されており、販売収入を得て実質的に農業経営を行っている状態です。農地取得後も継続して水稻を耕作する予定です。

整理番号2番 [] の譲受人が町内の農地を取得するものです。現在譲渡人は農業をおこなっておらず、譲受人が譲渡人より依頼され農地の維持管理を行っている状態です。今回、譲渡人より農地を譲渡したいという要望があり、譲受人は地元の農地の維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。申請地は雑種地状態で、取得後はハウスで野菜栽培や果樹を植樹栽培する予定です。

以上、これら案件は資料2の調査書の通り農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案 第42号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

次に、議案 第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。

幸前委員

それでは、報告します。

整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。周辺に農地がないことから、農地への影響は特に問題ありません。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に側溝に流す計画です。

整理番号 2 番の転用目的は駐車場建設です。今回、敷地の高さに変化がないことから土砂の流出はないと考えます。また、砂利舗装であるため雨水は地面に浸透させる計画であります。

以上、2 件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（中田局長）

説明いたします。

1 番は [] にあり、畑 202 m² 転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在 [] のアパートに夫婦で住んでいますが、将来の子育てに備え現在のアパートでは手狭と判断し、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2 番は [] にあり、田 3 筆 合計 379 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は隣地で [] を営んでいます。これまで従業員 10 名程度の駐車場として近隣を借りておりましたが、近年、業績が好調であることから従業員数を増やしたいと考えており、今回の申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 43 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第 44 号 非農地証明願について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>幸前委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中田局長）</p>	<p>次に、議案 第 44 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番は現況を確認したところ、昭和 50 年代に建設された倉庫が建っており、30 年以上経過し非農地証明で問題ないと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>整理番号 1 番 [] にあり、畑、2 筆あわせて 62 m²です。申請地には昭和 50 年代に建設された倉庫が建てられています。当時は農舎として利用されていました。この倉庫は建設から 30 年以上経過していることから、今回非農地証明願で対応するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 44 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

報告 第 20 号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第 20 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>より賃貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>今月の届出は 1 件、田 1 筆 2,998 m²の届出です。</p> <p>今回、新規就農者がより就農するに当たり、3 筆約 9 反弱のよりを借り受け就農するものですが、この中の 1 筆が前の農業者と契約期間がまだ残っていたので、ここに解約するものです。</p> <p>以上、この件について解約条件は無く土地の引き渡しについても問題が無く妥当と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告 第 21 号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第 21 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
----------	--

議長（中村会長）	<p>（委員 2 名からの報告）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
事務局（宮下） 議長（中村会長）	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>以上をもちまして令和 7 年 第 11 回加賀市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後 3 時 28 分）	